

令和2年10月定例会  
宇土市教育委員会会議録

宇土市教育委員会

1. 日 時 令和2年10月12日（月）午前9時30分開議

2. 場 所 宇土市教育委員会2階会議室

3. 出席委員 太田 耕幸教育長 近藤 修教育長代理  
園田 寛子委員 芥川 学委員 白井 正晴委員

4. 職務のために出席した者

教育部長 宮田 裕三 学校教育課長 田尻 清孝  
指導主事 太田黒 保宏 学校教育課総務係長 渡辺 佳助  
生涯活動推進課長 内田 雅之 文化課長 池田 和臣  
給食センター所長 藤本 勲 図書館長 久多見 さとみ



#### 議事日程

- 1 会議録署名委員の指名
- 2 会期の決定
- 3 議案第77号 専決処分の報告及び承認を求めることについて  
専決第7号 財産の取得について
- 4 議案第78号 宇土市立小・中学校遠距離通学費の支給に関する規則の一部を改正する規則  
について
- 5 議案第79号 宇土市公民館条例の一部を改正する条例について
- 6 議案第80号 特別支援学級等への就学及び転籍について

#### 報告事項

## 令和2年10月宇土市教育委員会定例会会議録

教育長 令和2年10月教育委員会定例会会議を開会いたします。  
本日は、教育長及び4人の委員が出席でありますので、  
この会議は成立いたします。



### 日程第1

教育長 本日の会議録署名委員の指名をいたします。  
会議録署名委員に園田委員と近藤委員を指名いたします。



### 日程第2

教育長 本日の10月教育委員会定例会の会期を1日とします。  
ご異議ございませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

教育長 異議ないものと認めます。



### 日程第3

教育長 議案第77号を議題といたします。  
学校教育課長から説明願います。

学校教育課長 <<説明>>

(質疑)

近藤委員 契約相手の富士電機ITソリューションは今まで宇土市の業務を受注したことはあるか。また、他自治体では契約したものの納品がなかったということも聞くが、大丈夫か。

学校教育課長 県の共同調達により業者選定が行われ、落札された。納品については、大手企業になるため、期限内の納品は可能である。

総務係長 補足として、宇土市の指名願を提出されており、ICTに関して受注実績はないが、見積りや入札に参加をされている。  
また、納品については、県の仕様では来年の3月末になっていたが、納品後の設定もあるため、12月までに納品が行えるように協議を行っている。

園田委員 使用するネットワークの環境は整備できるのか。

総務係長 ネットワークについては、業者選定完了しており、体育館等も含めて12月を目途に整備が完了する予定であり、その後端末の設定を行い、来年度から本格的な使用を見込んでいる。

《採決》（原案のとおり）



**日程第4**

教育長                    それでは、議案第78号を議題といたします。  
                              本案について学校教育課長から説明願います。

学校教育課長        《説明》

（質疑）

教育長                    8月も登校があったため、改正するもの。  
近藤委員                8月は補習になるのか。  
教育長                    17日から学校は始まっているので授業時間である。  
白井委員                規則も改正を行ったので、授業日数に入る。  
学校教育課長        県の補助金要綱が補習となっているため提案理由に補習と記載している。  
教育長                    文言の確認を行ってほしい。  
学校教委課長        提案理由の記載を補習等と訂正する。

《採決》（原案のとおり）



**日程第5**

教育長                    それでは次に、議案第79号を議題といたします。  
                              本案について、生涯活動推進課長から説明願います。

生涯活動推進課長    《説明》

（質疑）

近藤委員                指定は教育長が行うと改正されたが、16条第4項は市長のままでいいか。  
生涯活動推進課長    教育委員会の指定管理について合わせて記載を行うため問題はない。  
園田委員                16条第4項は現行では市長が定めるとあるが、改正はあらかじめとなっている。  
                              ここは誰があらかじめ行うべきことか。  
芥川委員                先ほどの説明であったが、その他の指定管理に合わせてあるのではないか。  
近藤委員                指定管理者は教育委員会ではなく市長に承認を求めるということか。  
生涯活動推進課長    利用料等は市の条例で定める範囲を逸脱しない範囲で、指定管理者が市長に事前に  
                              承認を得る必要がある。

《採決》（原案のとおり）

